

平成26年第2回京丹波町議会定例会（第1号）

平成26年 6月 2日（月）

開会 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

自 平成26年 6月 2日

17日間

至 平成26年 6月18日

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告

第 5 議案第47号 京丹波町いじめ防止対策推進委員会条例の制定について

第 6 議案第48号 京丹波町税条例等の一部を改正する条例の制定について

第 7 議案第49号 平成26年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

1番 森 田 幸 子 君

2番 松 村 篤 郎 君

3番 原 田 寿 賀 美 君

4番 梅 原 好 範 君

5番 山 下 靖 夫 君

6番 坂 本 美 智 代 君

7番 岩 田 恵 一 君

8番 北 尾 潤 君

9番 鈴 木 利 明 君

10番 篠 塚 信 太 郎 君

11番 東 ま さ 子 君

- 1 2 番 山 崎 裕 二 君
- 1 3 番 村 山 良 夫 君
- 1 4 番 山 田 均 君
- 1 5 番 山 内 武 夫 君
- 1 6 番 野 口 久 之 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（22名）

- 町 長 寺 尾 豊 爾 君
- 副 町 長 畠 中 源 一 君
- 会 計 管 理 者 谷 口 誠 君
- 参 事 伴 田 邦 雄 君
- 参 事 藤 田 真 君
- 瑞 穂 支 所 長 川 寫 勇 人 君
- 和 知 支 所 長 榎 川 諭 君
- 総 務 課 長 中 尾 達 也 君
- 監 理 課 長 木 南 哲 也 君
- 企 画 政 策 課 長 久 木 寿 一 君
- 税 務 課 長 松 山 征 義 君
- 住 民 課 長 長 澤 誠 君
- 保 健 福 祉 課 長 下 伊 豆 か お り 君
- 子 育 て 支 援 課 長 津 田 知 美 君
- 医 療 政 策 課 長 藤 田 正 則 君
- 農 林 振 興 課 長 栗 林 英 治 君
- 商 工 観 光 課 長 山 森 英 二 君
- 土 木 建 築 課 長 十 倉 隆 英 君
- 水 道 課 長 山 田 洋 之 君
- 教 育 長 朝 子 照 夫 君
- 教 育 次 長 中 尾 裕 之 君
- 代 表 監 査 委 員 小 畑 圭 一 君

6 出席事務局職員（2名）

議会事務局長	堂本光浩
書記	山口知哉

開会 午前 9時00分

○議長（野口久之君） それでは、改めまして、おはようございます。

本日は、ご参集いただき大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成26年第2回京丹波町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（野口久之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、11番議員・東 まさ子君、12番議員・山崎裕二君を指名します。

《日程第2、会期の決定》

○議長（野口久之君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月18日までの17日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月18日までの17日間に決定しました。

会期の予定については、事前に配付の会期日程表のとおりであります。

《日程第3、諸般の報告》

○議長（野口久之君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長から提出されています案件は、議案第47号ほか2件です。

提案説明のため、町長ほか関係者の出席を求めました。

5月28日に議会運営委員会が開催され、本定例会の運営について協議されました。

閉会中に、総務文教常任委員会並びに福祉厚生常任委員会が開催され、所管の調査研究、現地踏査が実施されました。

京丹波町監査委員より例月出納検査結果報告がありましたので、お手元に配付をしております。

本日の会議に、京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可しましたので報告します。

本日、本会議終了後、議会広報特別委員会が開催されます。委員の皆さんには大変ご苦勞さまですがよろしく願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

#### 《日程第4、行政報告》

○議長（野口久之君） 日程第4、行政報告を行います。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 皆さんおはようございます。

本日ここに、平成26年第2回京丹波町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、ご参集いただきましてまことにありがとうございます。

また、日頃、議員各位には、円滑な町政の推進にご支援、ご協力をいただいておりますこと、この場にて厚く御礼を申し上げます。

さて、農繁期を迎えまして、田植え作業も無事に終わり、田んぼに満々と水が張られまして、その風景が目に入ってきますと、秋に向かい京丹波の里が豊かになっていくことを感じているところでございます。このまま順調に生育しまして、実りの多い年となることを願うものであります。

一方、私たちの生活におきましては、本年4月から消費税率の引き上げによる家計への影響が少なからず出ているのではないかと考えております。消費動向においても増税前の駆け込み需要の反動と相まって、いまだ景気の回復を実感できる状況にないと思っております。

しかし、安倍政権の経済政策アベノミクスによる日銀の量的、質的金融緩和が着実に推進される中で、民間需要が刺激され、雇用、所得環境は改善し、消費は持ち直すとの観測から、今後の需要拡大に期待するものであります。

さて、私の2期目のスタートであり、これまで取り組んでまいりました「安心」「活力」「愛」のあるまちづくりをしっかりとした形に仕上げていくため計画いたしました各種事業を確実に実行してまいりたいと考えております。

まずは、地域医療の充実に向けた医療確保の状況としましては、京丹波町病院、和知診療所をあわせて常勤医師5名、嘱託医師3名のほか、府立医科大学附属病院をはじめとする関係病院等のご理解とご協力のもと、非常勤医師19名を派遣いただきまして診療に当たっていただいております。

4月からは、これまでの月2回の土曜日診察を毎週土曜日に拡大し、内科と小児科の診察を行っているところでございます。

歯科診療所におきましても、常勤医師2名により引き続き土曜日診察を行っているところであり、住民の皆様のニーズに応えられるよう頑張っております。

また、京丹波町病院等の運営につきまして、地域住民をはじめ関係機関から広く意見を求め、適正かつ円滑な経営を図るとともに、地域住民への安定的で良質な医療サービスを提供するため、このほど京丹波町立病院等運営協議会を設けることといたしました。地域に根ざした病院として、広く住民の皆様に愛される施設として取り組んでまいりたいと考えております。

あわせて、地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みの一つとして、高齢者生活支援事業実証実験を行います。本年度は、在宅高齢者の外出に係る移動手段の確保に関する実証実験としまして、和知地区に住所を有するおおむね65歳以上の在宅高齢者の買い物等に係る送迎車両運行や、利用者アンケート調査を実施・分析し、在宅高齢者が日常生活圏で安心して暮らしていける生活支援システムを構築するものであります。

次に、災害に強いまちづくりでは、機構改革により、総務課に危機管理室を設置いたしました。土砂災害や原子力災害など、昨今の複雑多様化するさまざまな災害に対応するために、危機対応マニュアルの構築や、住民避難訓練の実施をはじめ、防災備蓄備品購入などのソフト対策と防火水槽、あるいは消防車両の更新、移動系防災行政無線の整備に向けた調査などのハード対策を講じてまいります。

また、5月8日には、大丹波連携推進協議会の構成市町による災害時等の相互応援協定を締結いたしました。近隣の市町が連携して、広域防災体制を確立し、住民の「安心」「安全」をより確かなものとしていくため、相互に協力していくこととしております。

次に、京都トレーニングセンターについてであります。京都府立丹波自然運動公園内に、平成27年度末の開設に向け、いよいよ事業が始まります。多くのアスリートがこの施設で学び、トレーニングを積み重ねて、世界に羽ばたいていくことを願うとともに、2020年の東京オリンピックには、京都から多くの選手が参加し、活躍されることを期待するものであります。

次に、道路整備についてであります。国道478号、京都縦貫自動車道丹波綾部道路におきましては、平成26年度末の全線開通に向けて各区间で工事が進められておまして、日々現場の様子が変化しております。

この間、町民の皆様には、多くの工事車両の通行にご心配とご迷惑をおかけしております

が、引き続き安全に事業が進みますよう、関係機関と連携をとりながら進めてまいります。

この京都縦貫自動車道の開通に合わせ、オープン予定の地域振興拠点施設は、名称が「京丹波 味夢の里」に決定し、このほど町内で4番目の道の駅として登録されました。これから特産物の出荷販売体制の整備を行うため、出荷者協議会の設立に向けて地区別説明会を開催するなど、取り組みが進められております。手間をかけて栽培されました農林産物等を積極的に出荷いただけますよう、ご協力をお願いいたします。

また、商工業及び観光の振興をさらに推進するため、商工観光課を設置したところであり、商工会及び観光協会との連携事業をはじめ、町職員みずから我が町のPR隊員として活動するための実践研修を行うなど、「食のまち」「観光のまち」を確立してまいります。

平成24年4月に開校しました西日本で唯一の林業専門の大学校であります府立林業大学校におきましては、開校から3度目の春を迎え、第1期生の17人が卒業されました。町内で就職された2名のほか、卒業生の進路はさまざまありますが、それぞれ地域で林業の振興に力を注いでくれることを期待しております。

次に、本年4月からの消費税の引き上げによって影響を受けるとされる所得の低い方や子育て世帯の負担を軽減するために、臨時的な措置として支給されます臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金の支給事務につきましては、現在、その準備を進めているところであります。瑞穂保健福祉センター2階に専用の事務室を設け、関係課の職員により集中して事務を行うこととしておりまして、給付金の速やかな支給に努めてまいります。

次に、長年の懸案でありました土地開発公社の保有土地の買い戻しについてであります、過日の第2回京丹波町議会臨時会におきましてお認めいただきました公社からの土地の買い戻しをこのほど実行させていただきました。この買い戻しによりまして、公社の債務は全て解消したところでありまして、財政の負担軽減につながるものと思っております。これから町有土地の有効活用に向けまして、内部組織、あるいは有識者からのご意見、ご協力をいただき、速やかな対策を講じてまいりますので、議員各位におかれましてもご協力賜りますように、よろしくお願いいたします。

最後に、出納閉鎖を迎えました平成25年度の各会計決算見込みであります、一般会計では、歳入126億1,000万円、歳出122億6,000万円、収支は3億5,000万円となり、翌年度繰越財源を差し引いた実質収支では、5,000万円程度の黒字決算の見込みとなりました。

しかし、今年度実質収支から前年度実質収支を差し引いた単年度収支は、2億8,000万円の赤字となる見込みであります。

また、特別会計では、歳入69億4,000万円、歳出68億4,000万円、実質収支は7,300万円を見込むところでありまして、まずは健全な姿での決算が見込まれますことを報告させていただきます。

なお、病院事業会計につきましては、現在調整中でありまして、後日報告させていただきます。今後とも、引き続き業務の効率化と適正な予算執行に努め、さらなる財政の健全化に取り組んでまいりますので、ご理解いただきますように、よろしくお願い申し上げます。

以上、行政報告といたします。

○議長（野口久之君） これで行政報告を終わります。

《日程第5、議案第47号 京丹波町いじめ防止対策推進委員会条例の制定について～日程第7、議案第49号 平成26年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）》

○議長（野口久之君） お諮りいたします。

ただいまから上程になります日程第5、議案第47号 京丹波町いじめ防止対策推進委員会条例の制定についてから、日程第7、議案第49号 平成26年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）までの議案につきましては、本日は提案理由の説明のみとし、質疑、討論、採決は後日の日程としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

これより、日程第5、議案第47号 京丹波町いじめ防止対策推進委員会条例の制定についてから、日程第7、議案第49号 平成26年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）までを一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それでは、本日提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第47号 京丹波町いじめ防止対策推進委員会条例の制定につきましては、いじめ防止対策推進法第14条の規定に基づき、地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、必要となる委員会の設置について定めるものであります。

議案第48号 京丹波町税条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法の一部改正に伴い、法人税割の税率及び軽自動車税の税率など、所要の改正を行うものであります。

軽自動車税の税率につきましては、昭和59年以降、実質的な改正が行われていない中、4輪車にあっては、近年大幅な増加を続けているところであり、普通車との負担の均衡等が考慮されたものであり、税率の見直しにあっては、エコカー減税の拡充や自動車取得税の減税などとともに、車体課税全体でのバランスを保つものであります。

議案第49号 平成26年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）につきましては、補正前の額117億4,000万円に、今回1,362万円を追加し、補正後の額を117億5,362万円とすることをお願いしております。

今回の補正予算は、新たに取り組む事業を含め、事業の執行上必要とするものに限り、予算の補正をさせていただくものであります。

主な補正内容であります。農林水産業費では、土地改良施設維持管理事業として、和知地区坂原地内のため池整備にかかります調査設計等委託料として1,030万円を計上しております。

土木費では、昨年の台風18号により被害を受けた住宅の再建にかかる費用の一部補助を行う地域再建被災者住宅等支援補助金交付事業の追加分として305万9,000円を追加しております。

教育費では、議案第47号で説明いたしましたいじめ防止対策推進委員会の設置にかかる経費として26万1,000円を計上するものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） それでは、補足説明を担当課長に求めます。

議案の説明は日程順にお願いいたします。

中尾教育次長。

○教育次長（中尾裕之君） 議案第47号 京丹波町いじめ防止対策推進委員会条例の制定について、補足説明を申し上げさせていただきます。

今回の条例につきましては、国におきまして平成24年の滋賀県での自殺事案や教育再生実行会議の提言を受けまして、平成25年6月、いじめ防止対策推進法が成立しました。この推進法の中で、国、地方公共団体及び学校の各主体は、いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めることとされております。

国及び学校は、策定の義務と定められており、国におきましては、平成25年10月にいじめの防止のための基本的な方針が文部科学省で策定されました。

地方公共団体におきましては、努力義務ではありますが、京丹波町におきましても、いじ

め防止等のための京丹波町いじめ防止基本方針の策定を進めており、この基本方針におけるいじめ防止等に関する対策を総合的かつ効果的に推進するため、教育委員会の附属機関として、京丹波町いじめ防止対策推進委員会を設置するものです。

それでは、条例の内容についてご説明申し上げます。

第1条では、設置について、いじめ防止対策推進法第14条第3項の規定に基づき、京丹波町いじめ防止対策推進委員会を置きます。

第2条、所掌事務につきまして、1から4までございまして、教育委員会の求めに応じて、いじめ行為の未然防止に関する対策について提言を行うこと。いじめ行為の実態の調査及び分析を行うこと。いじめ行為に適切に対処するため、必要な助言を行うこと。いじめ行為の解決及び再発防止に関して、必要な事項の調査審議を行うこととございます。

第3条は、委員を規定しております。委員につきましては、5人以内をもって組織し、弁護士、臨床心理士、学識経験を有する者、その他教育委員会が適当と認めた者で、学識経験者には大学の先生、町内の小中学校の先生の経験者等を考えております。委員の任期につきましては、2年としております。

第4条につきましては、委員長について規定しております。

第5条につきましては、会議については、委員長が招集し議長となること、委員長が必要と認めた場合は、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができることとしております。

第6条につきましては、庶務は教育委員会、学校教育課において処理するものとしております。

第7条は、その他として、この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関して、必要な事項は委員長が委員会に諮って定めるとしております。

なお、施行日は平成26年7月1日としております。

以上、まことに簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（野口久之君） 松山税務課長。

○税務課長（松山征義君） 議案第48号 京丹波町税条例等の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律が、平成26年3月31日に公布されたことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

なお、施行期日を本年4月1日とする必要のある改正につきましては、専決処分の措置に

よりまして、4月の臨時会におきまして、ご承認をいただいているところでございます。

今回につきましては、それ以外の部分について、ご提案をさせていただくものでございます。

最初に、地方税法の改正概要につきまして、ご説明を申し上げます。

税制抜本改革を着実に実施する観点から、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、さらには現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却、日本経済再生に向けた税制措置を講じるなどの必要な整備が行われたものでございます。

主な改正の概要といたしましては、一つ目には、地方法人課税の偏在是正のための措置が講じられたところでございます。

地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、消費税率8%の段階において、法人住民税、法人税割の税率に引き下げ、引き下げ分相当について、地方法人税を国税として新たに創設し、地方交付税の原資化が図られるなどの措置が講じられたところでございます。

二つ目には、車体課税全般の見直しが講じられたところでございます。

国の審議会等におきまして、国税及び地方税における自動車関連税制全体におきまして、税収の確保に向けた対策や公平性を確保していく制度設計の確立について、一体的な協議、検討が行われ、その方向性が示されたところでございます。

地球環境への対応のため、低燃費車など環境性能のすぐれた自動車に対する税負担につきましては、軽減措置をさらに延長、拡大していくこととされ、その一方で、一定年数を経過した車両等々につきましては、逆に税負担を高めていく重課措置についてもあわせて拡充をしていくということがなされたところでございます。

これらグリーン化に向けた環境性能等に応じた対策の推進とあわせまして、負担の公平性の観点から著しく不均衡が生じている内容につきましては、その是正を図ることが示され、今回、軽自動車税等にかかる税率の見直し等の改正がなされたところでございます。

それでは、今回の税条例の改正内容につきまして、その概要を新旧対照表によりまして、ご説明を申し上げます。

まず、新旧対照表1ページでございます。

第23条、町民税の納税義務者等につきましては、法人税法等における国際課税の項目の見直しが行われたことによりまして、地方税法の一部が改正され、そのことを認めない規定における外国法人に係る条文の文言整理を行うものでございます。

同じく、1ページでございます。

第33条、所得割の課税標準につきましては、第5項におきまして、地方税法の一部改正に伴いまして、規定における適用条項の項ずれが生じたため、これを整理させていただくものでございます。

次に、新旧対照表2ページと参考資料1もあわせてごらんをいただきたいと思います。

第34条の4、法人税割の税率につきましてはでございます。今回の税制改正におきまして、税源の偏在性を是正する方策が講じられることになり、現行の法人住民税のうち、その税率のうち、都道府県課税分の1.8%と市町村課税分2.6%を加算した4.4%相当分について、今回新たに国税として創設をされました地方法人税に移行することを受けた形によりまして、今回の地方税法の一部改正によりまして、都道府県分と市町村分を含めた法人住民税の税率の改正が行われたところでございます。

このことに伴いまして、本町の税率につきましては、現行の税率14.7%から移行されます2.6%を減少させた12.1%を適用することとさせていただきたいと思います。

なお、国税に移行されます地方法人税の収入は、全て国の交付税特別会計に収納され、地方自治体に交付されます地方交付税の原資として活用することによりまして、全体的に税源の是正がなされるということでございます。

適用につきましては、平成26年10月1日以後に開始する事業年度からの適用ということでございますから、影響等につきましては、平成27年度以後から生じることが想定されているところでございます。

同じく2ページ、第48条につきましては、先の第23条と同様に法人税法等における国際課税の項目見直しによりまして、外国法人に係る外国税額控除制度が新設されたことに伴いまして、所要の規定整理を行うものでございます。

同じく2ページから3ページにわたりますが、第52条法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金につきましても、先の第23条及び第48条と同様に、法人税法等における国際課税項目の見直しによりまして、外国法人に係る申告納付制度が規定されたことに伴いまして所要の規定の整理を行うものでございます。

次に、新旧対照表3ページ、第57条でございます。

固定資産税の非課税の範囲を定めるものでございますが、地方税法の一部改正によりまして、小規模保育事業並びに認定こども園の用に供する固定資産の非課税の規定が創設されたことに伴いまして、規定中における引用条項について所要の改正を行うものでございます。

同じく、3ページから4ページにわたりますが、第59条につきましても、第57条と同様の事由によりまして、規定中におけます引用条項についての所要の改正を行うものでござ

います。

次に、新旧対照表の4ページから5ページ、またお手元の参考資料2をごらんいただきたいと思います。

第82条、軽自動車の税率についてご説明を申し上げます。平成26年度税制改正に基づき、地方税法の改正が行われたところであります。地方税法における軽自動車の税率につきましては、昭和59年度以降、実質的な改正が行われていない状況であります。

こういった中、近年の軽自動車を取り巻く状況は、当時から大きく変化をいたしており、とりわけ軽4輪車につきましては、全国的に右肩上がり登録台数が増加をしているところでもあります。

車両本体の各種性能や規模、価格、また環境面や安全面などについては、ほぼ同規模の小型の普通自動車と比較いたしましても、双方において特段の差異は認められないところまで総合的に機能等が向上している状況であります。

しかしながら、その一方で、その車両に対します税率につきましては、普通自動車に対する自動車税と比べ、格差が生じている実態があり、今回の税制改正によりまして、自動車税との格差是正や一定の負担均衡など、不均衡解消に向けた措置が講じられたところであります。

あわせて、原動機付自転車など、2輪車に係る税率につきましても、適正な税率水準に対する検討が行われ、これらを踏まえた地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴いまして、今回、規定の改正をお願いするものでございます。

具体的な改正内容につきましては、大きく二項目に分類されます。一つは、原動機付自転車などの2輪車に係る税率の改正でございます。

地方税法一部改正によりまして、原動機付自転車、並びに2輪の軽自動車、並びに2輪の小型自動車について、一律に現行税率の1.5倍にそれぞれ引き上げることを基本として、また引き上げ後の税率が2,000円に満たない場合、最低税率を2,000円とすることが定められました。

それぞれの税率につきましては、年額で50CC以下は2,000円、50CC超え90CC以下も2,000円、90CC超えから125CC以下は2,400円、ミニカーについては3,700円、軽自動車の2輪車で125CC超えから250CC以下は3,600円、2輪の小型自動車250CC超えのものでございますが、一律6,000円となります。

なお、これらは新規取得、既存車にかかわらず、全ての2輪車につきまして、平成27年度以後の軽自動車税から一律に適用することとなります。

二つ目としまして、3輪以上の軽自動車並びに小型特殊自動車の税率改正であります。

地方税法の一部改正によりまして、現行税率から基本1.5倍の引き上げとなり、また3輪のものや営業用のもの、貨物用などの車両につきましては、約1.25倍の引き上げを行うこととされたところでございます。

また、小型特殊自動車や雪上走行車につきましても、地方税法改正と同様の考え方に基づきまして、基本1.5倍の引き上げとし、小型特殊自動車のうち、その他区分の車両につきましては、約1.25倍の引き上げとする規定の改正をお願いするものでございます。

税率につきましては、年額でそれぞれ3輪のものは3,900円、4輪以上のもので乗用の場合ですが、営業用が6,900円、自家用は1万800円、また貨物用のもので営業用が3,800円、自家用が5,000円となります。専ら雪上を走行する車両は3,600円、小型特殊自動車の農耕作業用のものは2,400円、その他の区分のものにつきましては5,900円となります。

なお、税率の適用につきましては、小型特殊自動車につきましては、2輪車と同様の取り扱いとなりまして、一律に平成27年度から全ての車両が適用となります。

ただし、3輪以上の軽自動車につきましては、平成27年4月1日以後に新規検査、または初めて車両番号の指定を受けた車両についてのみ、今回の改正税率を適用することとなります。

このため、平成27年3月31日以前に新規検査、または初めて車両番号の指定を受けた車両につきましては、引き続き改正前、現行の税率が適用されることとなります。

以上で、第82条に係ります改正概要についての説明を終わります。

続きまして、新旧対照表5ページでございます。

附則第4条の2でございますが、租税特別措置法の改正に伴う適用条項の項ずれの修正を行うものでございます。

6ページ、附則第7条の4につきましては、規定中における適用条項の項ずれについて所要の整理を行うものでございます。

同じく6ページでございます。附則第10条の2でございます。地方税法の一部改正に伴いまして、公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例を定めるものでございます。汚水廃液処理施設に係る償却資産の課税標準価格を3分の1に軽減する内容でございます。

あわせて、この改正に伴いまして、従前の第1項の規定を第2項に改正するものでございます。

次に、7ページでございます。

附則第16条、軽自動車税の税率の特例についてでございます。これにつきましても、お手元の資料2を参考にごらんをいただきたいと思います。これにつきましても、車体課税の見直しに伴います地方税法の改正に伴いまして、規定に定めるものでございます。

内容といたしましては、3輪以上の車両に対しまして、賦課期日現在4月1日でございますけれども、当該軽自動車は初めて道路運送車両法の規定による車両番号の指定を受けたときから起算して、13年を経過した車両につきまして、その翌年度から今回、第82条で説明をさせていただきました軽自動車の改正案の税率から、さらにおおむね20%の重課税率が適用されるものでございます。

それぞれの重課税率につきましては、年額で3輪のものが4,600円、4輪以上のもので乗用のうち営業用が8,200円、自家用は1万2,900円、また貨物用のもののうち営業用は4,500円、自家用が6,000円となります。

施行期日は平成28年4月1日でございます。平成28年度以後からの適用ということでございます。

なお、この重課税率でございますが、2輪車並びに小型特殊自動車及び3輪以上の車両でありましても、一定の環境性能のすぐれた電気自動車等につきましては、対象外ということになっております。

以上、附則第16条の内容につきまして説明を終わらせていただきます。

続きまして、同じく7ページでございますが、附則第19条につきましては、地方税法附則に準じまして、規定における引用条項の明確化を図るため、所要の整理を行うものでございます。

次に、8ページ、附則第19条の2につきましても、前条附則第19条と同じく規定における引用条項の明確化を図るために所要の整理を行うものでございます。

次に、9ページにわたりますが、附則第19条の3につきましては、同2項中の規定について、地方税法の一部改正に伴いまして、同様に規定に関する所要の整理を行うものでございます。

また、新旧対照表9ページから14ページにわたります附則第22条及び第22条の2、並びに第23条につきましては、東日本大震災に係る所要の事務規定を定めたものでございますが、今回の地方税法の改正によりまして、内容が単に課税標準の計算細目を定めているものであり、地方税法において同様の課税標準の計算細目が定められておるということでございますから、この規定を一律削除するものでございます。

また、14ページの附則第22条、個人の町民税の税率の特例につきましては、前条第2

2条から第23条にわたる条文の削除に伴いまして、この条ずれにつきまして、現行の附則第24条を第22条に条の整理を行うものでございます。

続きまして新旧対照表15ページでございますが、この改正につきましても、地方税法の一部を改正する法律の公布に伴いまして、町条例の一部を改正する条例の一部改正を行うものでございます。

改正の内容は、本文に附則第21条の2の改正に係る規定を加えるものでございます。

次に、同じく15ページでございますが、第1条につきましては、第3項における規定につきまして、引用条項の明確化を図るため、所要の整理を行うものでございます。

新旧対照表16ページの第3条につきましては、規定中第4項並びに第5項中にかかります引用法律の名称を訂正いたすものでございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご審議をいただきご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 議案第49号 平成26年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明を申し上げます。

平成26年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）では、補正前の額117億4,000万円に1,362万円を追加し、補正後の額を117億5,362万円とさせていただくものでございます。

それでは、ページをめくっていただきまして、第1表につきましては、後ほど事項別明細書により説明をさせていただきます。

3ページ、第2表、地方債補正をごらんください。

合併特例事業債でございますが、今回、570万円を追加しております。土地改良施設維持管理事業におきまして、ため池整備事業の財源として追加するもので、補正後の発行額は全体で16億7,970万円となります。このうち約80%の12億9,000万円余りが交付税算入いただける地方債となるところでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と変更はございません。

次に、ページをめくっていただきまして、事項別明細書の4ページをごらんください。

まず、歳出でございます。6款、農林水産業費、5目、農地費では、土地改良施設維持管理事業におきまして、補助事業として要望をしておりました和知地区坂原地内の稲荷池改修事業が事業承認を受けたことから、次年度以降の事業実施に向けまして、今年度に測量設計費として業務委託料に1,030万円を計上しております。

本事業は、老朽化が進み、周辺の農地や住宅に被害を及ぼす可能性があることから、早期の改善が必要となっております。

8款、土木費、1目、住宅管理費では、平成25年9月に発生しました台風18号の災害により、生活基盤となる住宅等の被害を受けた住民が、可能な限り早期に安定した生活を再建することにより、地域のコミュニティの崩壊を防止し活力を取り戻すため、被災住宅の再建等を行うものに対して、その費用の一部について補助金を交付する地域再建被災者住宅等支援補助金交付事業に305万9,000円を追加するものでございます。

補助金の額は、対象事業費が50万円を超える場合は50万円、50万円未満の場合は対象事業費となります。

当初予算におきましては、申請件数3戸と見込み、その補助金の上限分50万円の合計150万円を計上しておりましたが、既に3戸分の申請額105万9,000円を交付し、今後申請があると予想されます7戸につきまして不足が見込まれることから、執行残額を差し引いた7戸分の補助金として305万9,000円を計上しております。

次に、10款、教育費、2目、事務局費、いじめ防止対策事業につきましては、先ほど条例の制定で説明しましたいじめ対策防止事業にかかる経費でありまして、いじめ防止等に関する機関及び団体の連携を図る組織として設置する京丹波町いじめ問題対策協議会及びいじめ防止等の対策を実効的に行うために教育委員会の附属機関として設置します京丹波町いじめ防止対策推進委員会に係る報酬、報償及び事務局経費として26万1,000円を計上しております。

次に、1ページ戻っていただきまして、歳入につきましてご説明させていただきます。

15款、府支出金、4目、農林水産業費府補助金、1節、農業費補助金では、ため池整備にかかります補助金の補助メニューに、防災、減災事業というものがございまして、基準の補助率は100%であることから、当初要望を行っておりましたが、国の財政事情等もありまして、事業費の約7割に相当する700万円の予算配分があったところでございます。

また、当初予算におきまして計上しておりました安栖里地内のため池整備工事におきましても、府の予算配分枠が今回定められましたことによりまして、補助金が600万円減少する見込みとなったことから、今回、100万円の差し引き後の額を追加するものでございます。

このため、補助金の減額分の600万円につきましては、最下段の21款、町債、2節、合併特例事業債、充当率95%でございしますが、この起債をすることとしまして570万円増額をするものでございます。

戻っていただきまして、6目、土木費府補助金では、地域再建被災者住宅等支援補助金交付額の3分の2に相当する額203万9,000円を府の補助金として見込んでいるところでございます。

18款、繰入金、2目、財政調整基金繰入金では、今回の補正におきまして、不足します額488万1,000円を追加するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議いただきまして、ご議決賜りますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（野口久之君） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

したがって、本日はこれをもって散会いたします。

次の本会議は、6月4日に再開しますので、定刻までにご参集ください。

ご苦労さまでございました。

散会 午前9時55分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 野口久之

〃 署名議員 東まさ子

〃 署名議員 山崎裕二